

平成 23 年度 東京都自立支援協議会（第 2 回）

日時：平成 23 年 10 月 13 日（木曜日）14 時 00 分から
於：都庁第二本庁舎 31 階 特別会議室 23

次第

- 1 開会
- 2 福祉保健局障害者施策推進部長挨拶
- 3 議事
 - (1) 相談支援に関する制度改正について
 - (2) 障害者の虐待防止対策について
 - (3) その他報告事項
- 4 閉会

平成23年度 東京都自立支援協議会 委員名簿

区分	氏名	所属	専門分野	備考
学識経験者	赤塚 光子	元立教大学コミュニティ福祉学研究科	知的 (会長)	
相談支援事業者	藤間 英之	あきる野市障がい者就労・生活支援センターあすく	身体・知的	
	飯田 真喜子	社会福祉法人調布市社会福祉協議会	身体	
	小林 由美子	社会福祉法人多摩棕櫚亭協会 地域活動支援センターなびい施設長	精神	
	佐藤 弘美	杉並障害者自立生活支援センターすだち所長(育成会所属)	知的	
障害福祉サービス事業者	山本 あおひ	社会福祉法人正夢の会パサージュいなぎ施設長	知的 (副会長)	
障害者団体代表	秋山 浩子	自立生活センター・日野事務局長	身体	
	山田 憲二郎	社会福祉法人山鳩会「あきつの園」(育成会本人部会顧問)	知的	
	小金澤 正治	東京都精神障害者団体連合会相談役	精神	
区市職員	鈴木 久	杉並区保健福祉部障害者生活支援課 相談・就労支援担当係長	区部①	
	岡本 正久	足立区障がい福祉センターあしすと 自立生活支援室自立生活支援係長	区部②	
	松下 功一	葛飾区福祉部障害者施設課管理係長	区部③	
	岩松 国一	三鷹市健康福祉部地域福祉課障がい者相談係長	市部①	
	相川 浩一	東久留米市福祉保健部障害福祉課長	市部②	
都職員	上野 伸子	心身障害者福祉センター地域支援課地域支援係長	身体・知的	平成23年度から
	山田 元大	中部総合精神保健福祉センター広報援助課援助係長	精神	
	宮崎 洋一	多摩総合精神保健福祉センター広報援助課援助係長	精神	

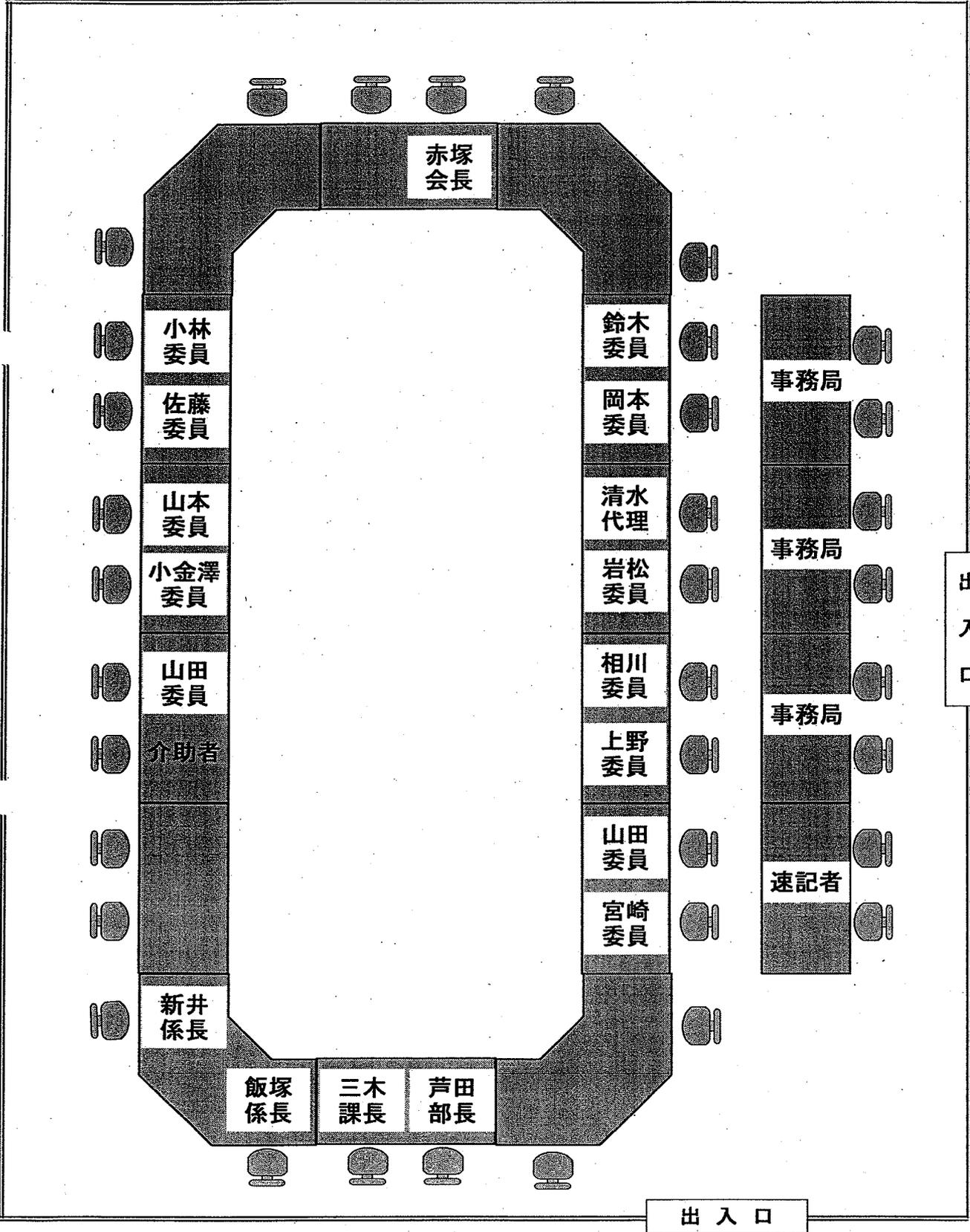
平成23年度 東京都自立支援協議会 出欠状況

日時：平成23年10月13日（木曜日） 14時00分から16時30分まで（予定）
 於：都庁第二本庁舎 31階 特別会議室23

区分	氏名	所属	専門分野	出欠
学識経験者	赤塚 光子	元立教大学コミュニティ福祉学部教授	知的 (会長)	出席
相談支援事業者	藤間 英之	あきる野市障がい者就労・生活支援センターあすく	身体・知的	欠席
	飯田 真喜子	社会福祉法人調布市社会福祉協議会	身体	欠席
	小林 由美子	社会福祉法人多摩棕櫚亭協会 地域活動支援センターなびい施設長	精神	出席
	佐藤 弘美	杉並障害者自立生活支援センターすだち所長(育成会所属)	知的	出席
障害福祉サービス事業者	山本 あおひ	社会福祉法人正夢の会パサージュいなぎ施設長	知的 (副会長)	出席
障害者団体代表	秋山 浩子	自立生活センター・日野事務局長	身体	欠席
	山田 憲二郎	社会福祉法人山鳩会「あきつのでん」(育成会本人部会顧問)	知的	出席
	小金澤 正治	東京都精神障害者団体連合会相談役	精神	出席
区市職員	鈴木 久	杉並区保健福祉部障害者生活支援課 相談・就労支援担当係長	区部①	出席
	岡本 正久	足立区障がい福祉センターあしすと 自立生活支援室自立生活支援係長	区部②	出席
	松下 功一	葛飾区福祉部障害者施設課管理係長	区部③	欠席
	清水 大悟	葛飾区福祉部障害者施設課自立支援係長		松下委員の代理として 出席
	岩松 国一	三鷹市健康福祉部地域福祉課障がい者相談係長	市部①	出席
	相川 浩一	東久留米市福祉保健部障害福祉課長	市部②	出席
都職員	上野 伸子	心身障害者福祉センター地域支援課地域支援係長	身体・知的	出席
	山田 元大	中部総合精神保健福祉センター広報援助課援助係長	精神	出席
	宮崎 洋一	多摩総合精神保健福祉センター広報援助課援助係長	精神	出席
出席者人数				15

平成23年度東京都自立支援協議会(第2回)座席表

平成23年10月13日(木)
都庁第二本庁舎31階23会議室



定員 36名
内線 68-224

議事(1) 相談支援に関する制度改正について

主な論点

障害者自立支援法が改正され、サービス等利用計画作成対象者の大幅な拡大、支給決定プロセスの見直し、地域相談支援（地域移行支援・地域定着支援）の創設など、相談支援の充実が図られた。

今後、相談支援の量的拡大を図りつつ質を確保する必要がある。

1. サービス等利用計画作成対象者の大幅な拡大などにより、相談支援専門員の業務が増加すると予想される。

そのため、相談支援専門員を新たに育成するなど、量的な拡大により体制整備を図る必要がある。体制整備についての課題や、東京都に求める役割などを伺いたい。

2. 相談支援の量的な拡大とともに、質の確保も重要である。今後の人材育成のあり方について、ご意見を伺いたい。

（東京都における相談支援従事者研修の検討状況、実績等は「資料1-3」のとおり）

障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直す
までの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律

相談支援体制の充実・障害児支援の強化等 (基本的枠組み案)

- 本資料は、「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律」の改正事項のうち、平成24年4月1日に施行される相談支援体制の充実や障害児支援の強化等について、指定基準やサービス内容等の基本的な枠組み案をたたき台として広くお示しするものです。
- この基本的枠組み案は、今後、ご意見等を広くお伺いし、必要な修正を加えていく予定です。
- なお、この基本的枠組み案のうち、予算や報酬に関連する部分については、あくまでも当面の検討の方向性を示したものであり、平成24年度予算編成過程等において検討していきます。

【今後の予定】

平成23年 6月30日 基本的枠組み案の公表、意見募集開始

7月29日 意見募集締め切り

→意見募集の詳細については、「厚生労働省ホームページ」→国民参加の場→パブリックコメント(意見公募)→その他のご意見の募集等」をご覧ください。

8月～9月頃 ご意見等を踏まえ基本的枠組み案に必要な修正を加えるとともに、更に詳細な内容を公表

10月目途 指定基準省令案、最低基準省令案等の提示

障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律の概要

① 趣旨

公布日施行

- 一 障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間における障害者等の地域生活支援のための法改正であることを明記

② 利用者負担の見直し

平成24年4月1日までの政令で定める日（平成24年4月1日（予定））から施行

- 一 利用者負担について、応能負担を原則に
- 一 障害福祉サービスと補装具の利用者負担を合算し負担を軽減

③ 障害者の範囲の見直し

公布日施行

- 一 発達障害が障害者自立支援法の対象となることを明確化

④ 相談支援の充実

原則として平成24年4月1日施行（予定）

- 一 相談支援体制の強化 [市町村に基幹相談支援センターを設置、「自立支援協議会」を法律上位置付け、地域移行支援、地域定着支援の個別給付化]
- 一 支給決定プロセスの見直し(サービス等利用計画案を勸案)、サービス等利用計画作成の対象者の大幅な拡大

⑤ 障害児支援の強化

平成24年4月1日施行

- 一 児童福祉法を基本として身近な地域での支援を充実 (障害種別等で分かれている施設の一元化、通所サービスの実施主体を都道府県から市町村へ移行)
- 一 放課後等デイサービス・保育所等訪問支援の創設
- 一 在園期間の延長措置の見直し [18歳以上の入所者については、障害者自立支援法で対応するよう見直し。その際、現に入所している者が退所させられることのないようにする。]

平成24年4月1日までの政令で定める日
(平成23年10月1日（予定））から施行

⑥ 地域における自立した生活のための支援の充実

- 一 グループホーム・ケアホーム利用の際の助成を創設
 - 一 重度の視覚障害者の移動を支援するサービスの創設(同行援護、個別給付化)
- (その他)(1)「その有する能力及び適性に応じ」の削除、(2)成年後見制度利用支援事業の必須事業化、(3)児童デイサービスに係る利用年齢の特例、(4)事業者の業務管理体制の整備、(5)精神科救急医療体制の整備等、(6)難病の者等に対する支援・障害者等に対する移動支援についての検討

(1)(3)(6)：公布日施行
(2)(4)(5)：平成24年4月1日までの政令で定める日
(平成24年4月1日（予定））から施行

4 相談支援の充実等について

「障害者」の相談支援体系

現行

見直し後

一般的な相談支援

市町村／指定相談支援事業者に委託可

○障害者・障害児等からの相談(交付税)

市町村／指定特定・一般相談支援事業者

に委託可

○障害者・障害児等からの相談(交付税)

サービス等利用計画

指定相談支援事業者

※事業者指定は、都道府県知事が行う。

○指定相談支援(個別給付)

- ・サービス利用計画の作成
- ・モニタリング

○障害者・障害児等からの相談

指定特定相談支援事業者

※事業者指定は、市町村長が行う。

○計画相談支援(個別給付)

- ・サービス利用支援
- ・継続サービス利用支援

- ・支給決定の参考
- ・対象を拡大

○基本相談支援(障害者・障害児等からの相談)

地域移行支援・地域定着支援

○精神障害者地域移行・地域定着支援事業(補助金)
(都道府県／指定相談支援事業者、精神科病院等に委託可)

○居住サポート事業(補助金)
(市町村／指定相談支援事業者等に委託可)

指定一般相談支援事業者

※事業者指定は、都道府県知事が行う。

○地域相談支援(個別給付)

- ・地域移行支援(地域生活の準備のための外出への同行支援・入居支援等)

○地域定着支援(24時間の相談支援体制等)

○基本相談支援(障害者・障害児等からの相談)

「障害児」の相談支援体系

現行

見直し後

一般的な相談支援

市町村／指定相談支援事業者に委託可

○障害者・障害児等からの相談(交付税)

市町村／指定特定・一般相談支援事業者
に委託可

○障害者・障害児等からの相談(交付税)

居宅サービス

指定相談支援事業者

※事業者指定は、都道府県知事が行う。

○指定相談支援(個別給付)

- ・サービス利用計画の作成
- ・モニタリング

○障害者・障害児等からの相談

指定特定相談支援事業者

※事業者指定は、市町村長が行う。

○計画相談支援(個別給付)

- ・サービス利用支援
- ・継続サービス利用支援

- ・支給決定の参考
- ・対象を拡大

○基本相談支援(障害者・障害児等からの相談)

サービス等利用計画等

通所サービス

○通所サービスの利用に係る相談等(児童相談所)

創設

障害児相談支援事業者(児)

※事業者指定は、市町村長が行う。

○障害児相談支援(個別給付)

- ・障害児支援利用援助
- ・継続障害児支援利用援助

(児)とあるのは児童福祉法に基づくもの

※ 障害児の入所サービスについては、児童相談所が専門的な判断を行うため、障害児支援利用計画の作成対象外。

支給決定プロセスの見直し等

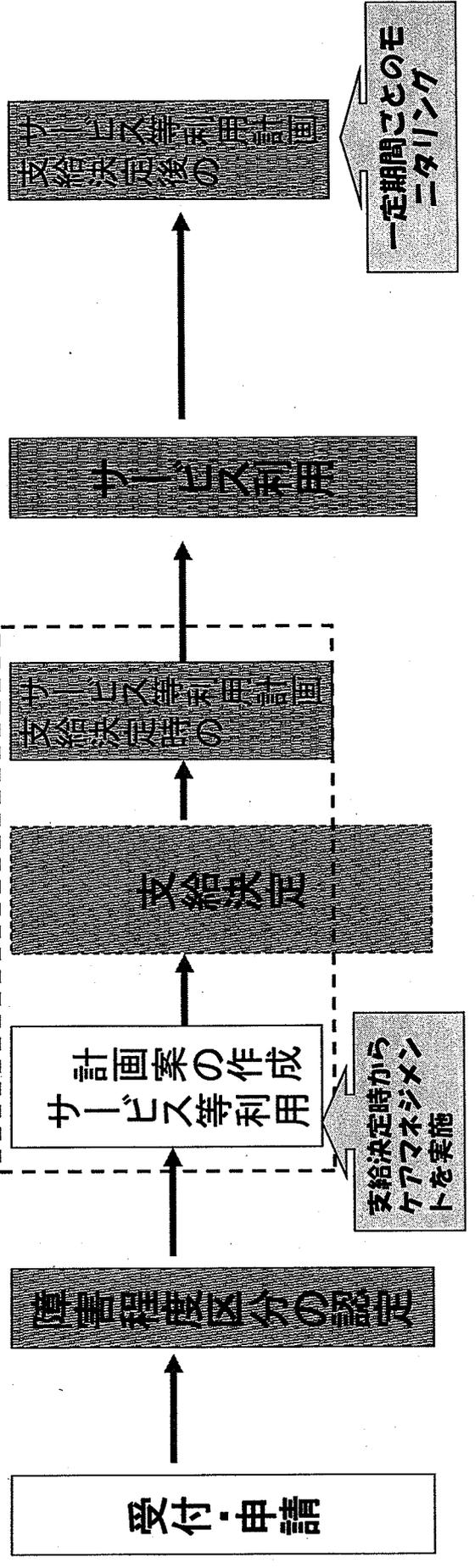
法 市町村は、必要と認められる場合として省令で定める場合には、指定を受けた特定相談支援事業者が作成するサービス等利用計画書の提出を求め、これを勘案して支給決定を行う。

- * 上記の計画案に代えて、省令で定める計画案(セルフケアプラン等)を提出することもできる。
- * 特定相談支援事業者の指定は、総合的に相談支援を行う者として省令で定める基準に該当する者について、市町村が指定する。
- * サービス等利用計画作成対象者を拡大する。

法 支給決定時のサービス等利用計画の作成、及び支給決定後のサービス等利用計画の見直し(モニタリング)について、計画相談支援給付費を支給する。

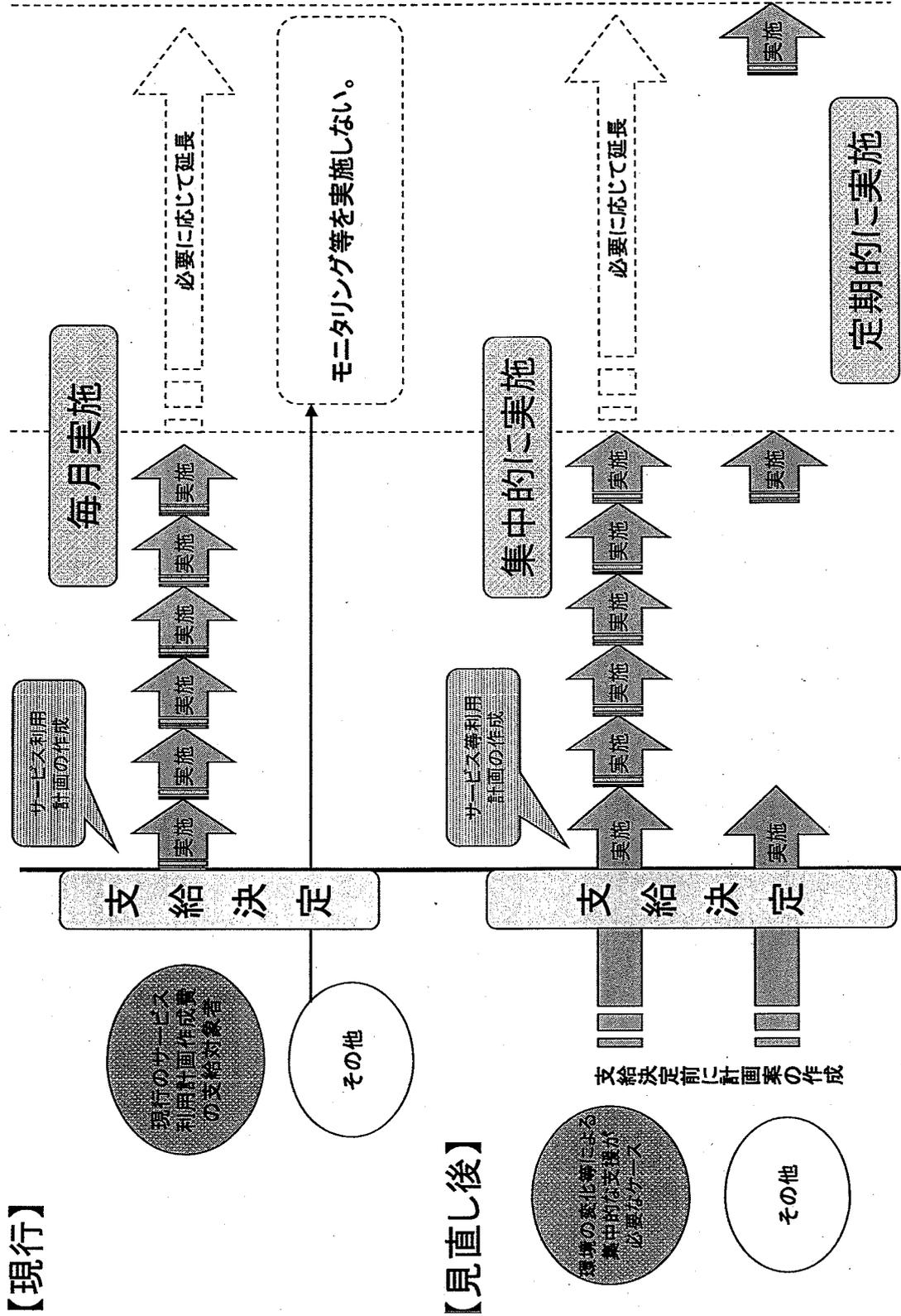
- 法 障害児についても、新たに児童福祉法に基づき、市町村が指定する指定障害児相談支援事業者が、通所サービスの利用に係る障害児支援利用計画(障害者のサービス等利用計画に相当)を作成する。
- * 障害児の居宅介護等の居宅サービスについては、障害者自立支援法に基づき、「指定特定相談支援事業者」がサービス等利用計画を作成。(障害児に係る計画は、同一事業者が一体的(通所・居宅)に作成することを想定)
- * 障害児の入所サービスについては、児童相談所が専門的な判断を行うため、障害児支援利用計画の作成対象外。

法 とあるものは法律に規定されている事項。以下同じ。



【一定期間ごとのモニタリングのイメージ】

対象者の状況に応じて、必要な期間ごとにモニタリングを実施する仕組みとする。



計画相談支援・障害児相談支援(案)

1. 対象者

- 障害者(児)の自立した生活を支え、障害者(児)の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントによりきめ細かく支援するため、対象者を大幅に拡大。
具体的な対象者については、以下のとおりとする。

(障害者自立支援法の計画相談支援の対象者)

- ・ 障害福祉サービス又は地域相談支援を利用するすべての障害者又は障害児。
- ・ なお、介護保険サービスと障害福祉サービスの両方を利用する場合には、市町村が、介護保険制度の居宅介護支援計画(ケアプラン)で足りると判断する場合は、サービス等利用計画の作成を求めないことも可。

(児童福祉法の障害児相談支援の対象者)

障害児通所支援を利用するすべての障害児

- 対象拡大に当たっては相談支援の提供体制の整備が必要となるため、施行後3年間で段階的に対象者を拡大する。

この場合、新規利用者、現行のサービス利用計画作成費の支給対象者(※)、施設入所者、その他市町村長が必要と認める者を優先して拡大。

- ※ ①障害者支援施設からの退所等に伴い、一定期間、集中的に支援を行うことが必要である者
- ②単身世帯の者等、自ら指定障害福祉サービス事業者等との連絡調整を行うことが困難である者
- ③重度障害者等包括支援に係る支給決定を受けられることができる者

2. サービス内容

○ 支給決定時(サービス利用支援・障害児支援利用援助)

- ・ 支給決定又は支給決定の変更前に、サービス等利用計画・障害児支援利用計画(以下、「計画」という。)案を作成。
- ・ 支給決定又は変更後、サービス事業者等との連絡調整、計画の作成。

○ 支給決定後(継続サービス利用支援・継続障害児支援利用援助)

- ・ 厚生労働省令で定める期間ごとに、サービス等の利用状況の検証を行い計画の見直しを行う(モニタリング)。
- ・ サービス事業者等との連絡調整、支給決定又は支給決定の変更に係る申請の勧奨。

- 厚生労働省令で定める期間については、対象者の状況に応じて市町村が必要と認めた期間とする。

なお、対象者の状況に応じたモニタリング頻度の目安については、9月頃を目的に提示する予定(新規開始後や変更後の一定期間や、地域移行者等ライフステージの変化がある者等の場合に集中的に実施する方向で検討)。

3. 事業の実施者（市町村が指定する特定相談支援事業者・障害児相談支援事業者（計画作成担当））

（指 hands 続）

- 「総合的に相談支援を行う者として厚生労働省令で定める基準に該当する者」が、事業所の所在地を管轄する市町村長に申請し、当該市町村長が指定。
（事業所の所在地以外の市町村の障害者（児）への計画相談支援、障害児相談支援も実施可。）
- 「総合的に相談支援を行う者」の基準については、以下を満たす事業者とする。
 - ① 三障害対応可（他の事業所との連携により、可能な場合を含む。）
 - ② 医療機関や行政機関等の関係機関との連携体制を確保していること
 - ③ 計画的に研修や事例検討を行う体制を整えていること

（人員基準）

- 管理者及び相談支援専門員（現行の指定相談支援事業者と同じ）とする。
- ※ 事業所ごとに、専従の者を配置。
ただし、業務に支障のない場合は、当該事業所の他の職務等（地域相談支援等）に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができる。

4. 報酬

- 現行と同様に計画作成とモニタリングを評価する。
支給決定時又は変更時の計画作成（サービス利用支援・障害児支援利用援助）と比べて、モニタリング（継続サービス利用支援・継続障害児支援利用援助）については報酬の差を設ける方向で検討。

地域相談支援(地域移行支援・地域定着支援)(案)

1. 対象者

(地域移行支援)

法 障害者支援施設等に入所している障害者又は精神科病院(精神科病院以外で精神病室が設けられている病院を含む)に入院している精神障害者。

(地域定着支援)

法 居室において単身その他の厚生労働省令で定める状況において生活する障害者。

→ 「その他の厚生労働省令で定める状況において生活する障害者」については、家庭の状況等により同居している家族による支援を受けられない障害者とする。

→ 具体的な対象者のイメージは、施設・病院からの退所・退院、家族との同居から一人暮らしに移行した者、地域生活が不安定な者等を想定。

2. サービス内容

(地域移行支援)

法 住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談その他の厚生労働省令で定める便宜を供与。

→ 「その他厚生労働省令で定める便宜」については、地域移行のための障害福祉サービス事業所等への同行支援等を想定。

(地域定着支援)

法 常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に相談その他の便宜を供与。

→ 「その他の便宜」については、緊急訪問、緊急対応等を想定。

3. 給付決定の有効期間

(地域移行支援)

→ 6か月以内。原則として1回に限り(6か月以内)更新可とする。

※ 対象者の状況に応じて、再度の給付決定を行うことも想定される。

(地域定着支援)

→ 1年以内。対象者の状況に応じて必要に応じて更新可とする。

4. 事業の実施者（都道府県が指定する一般相談支援事業者（地域移行・定着支援担当））

法 ※ 施行（平成24年4月1日）の際、既存の指定相談支援事業者は、1年以内の省令で定める期間内は「指定一般相談支援事業者」とみなす。（期間内に指定申請しないときは、その効力を失うことに留意。）

（指定手続）

→ 当該事業所の所在地を管轄する都道府県知事に申請し、当該都道府県知事が指定。

（人員基準）

→ 管理者、相談支援専門員、地域移行推進員（仮称）とする。

※ 事業所ごとに、専従の者を配置。

ただし、業務に支障のない場合は、当該事業所以外の職務等（計画相談支援等）に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができる。

※ 相談支援専門員については、自ら地域相談支援を実施する他、地域移行推進員への助言指導等を行う責任者としての役割。

※ 地域移行推進員（仮称）については、資格や経験を問わない。

※ 現行の精神障害者地域移行・定着支援事業を実施する事業者については、当面の間、相談支援専門員の配置の有無に関わらず指定できる経過措置を設ける。

5. 報酬

→ 以下のサービスを評価する方向で検討。

（地域移行支援）

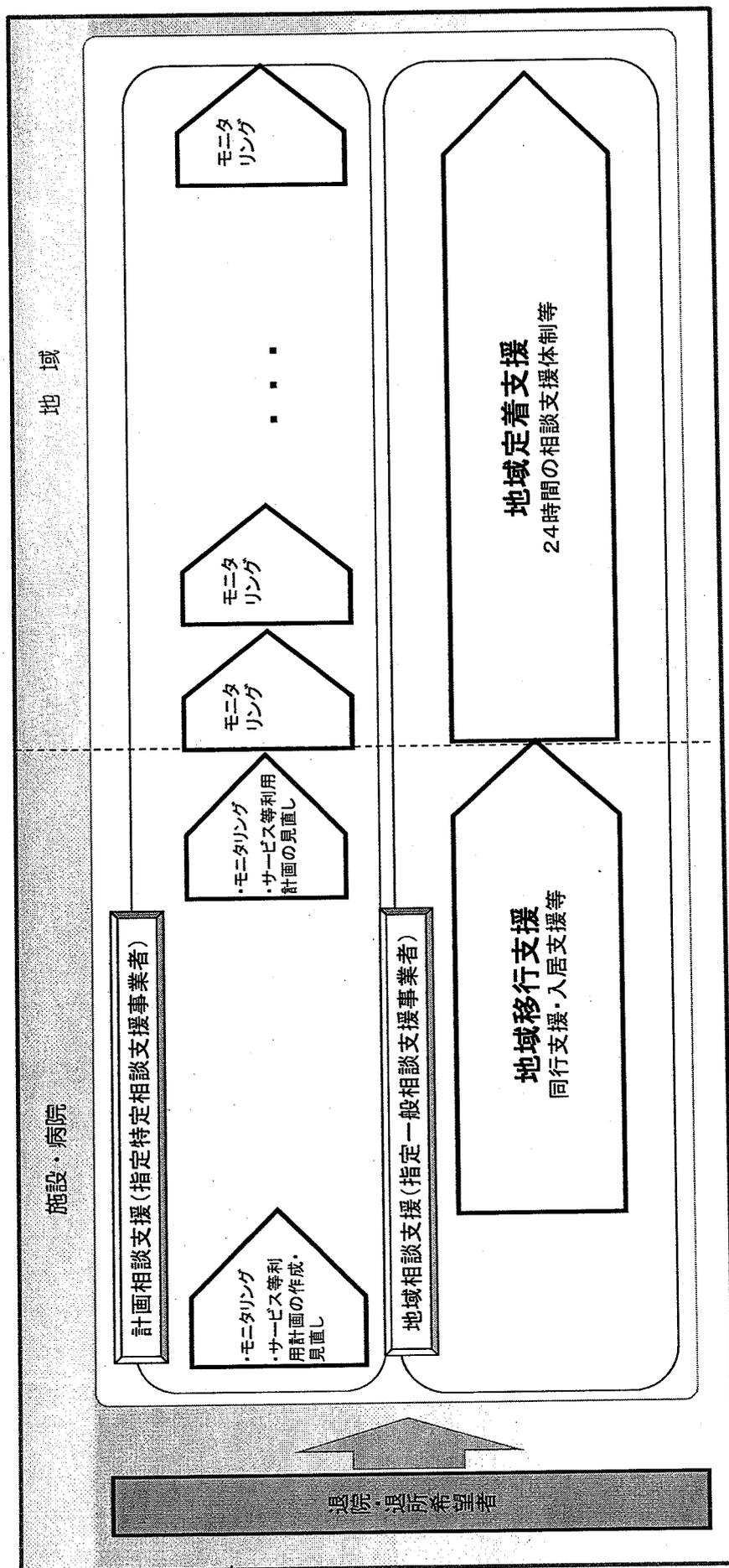
- ・ 入所施設や精神科病院への訪問による相談等
- ・ 地域移行のための障害福祉サービス事業所等への同行支援
- ・ 住居を確保するための入居支援 等

（地域定着支援）

- ・ 常時の連絡体制（毎月、定額を算定）
- ・ 緊急訪問、緊急対応 等

施設入所者及び入院患者の地域移行に係る支援のイメージ

- 施設入所者は、一定期間ごとのモニタリングを通じて、地域移行支援に繋げる。
 - 入院患者は、モニタリング対象者ではないため（サービス利用者ではないため）、精神科病院からの依頼を受けて、地域移行支援に繋げる。
- ※ 入所施設や精神科病院における地域移行の取組と連携しつつ実施。



相談支援の提供体制の整備と質の確保（案）

サービス等利用計画の対象者の大幅な拡大、地域相談支援の創設を踏まえ、当面、一定の質を確保しつつ、相談支援の提供体制の量的拡大を図っていくことが必要。その上で、更なる質の向上を図る観点から、相談支援専門員の任用のあり方等について将来に向けて見直しを検討することとする。

○ 相談支援の提供体制の整備

（相談支援従事者研修の実施主体の拡大）

今年度から、相談支援従事者研修の実施主体について、現行の実施主体の都道府県に加え、都道府県知事の指定する事業者まで拡大。

（民間団体の相談支援業務従事者の活用）

今年度から、相談支援の提供体制の整備を図るため、公的な委託又は補助によらない民間団体の相談の実績について、一定の要件（※1）のもと、実務経験として認める方向で検討。

（障害福祉計画に基づく計画的な提供体制の整備）

自治体が策定する障害福祉計画において、障害福祉サービス又は地域相談支援の利用が見込まれる者の数等を勘案して、相談支援の提供体制を計画的に整備。

※1 一定の要件については、相談支援事業者の指定を受けている、又は受けようとする事業者が、相談支援業務に従事した期間を証明するものとする方向で検討。

※2 研修の実施主体の拡大、民間団体の相談支援業務従事者の活用については、本年秋頃を目途に関係通知等を改正予定。

○ 相談支援の質の確保

（指定相談支援事業者の事業の実施状況等の公表）

指定相談支援事業者の人員体制（保有資格や経験年数等）や事業の実施状況（相談件数や計画作成数等）の公表等について検討。

（相談支援従事者研修の充実等）

相談支援従事者研修の充実等について検討。

相談支援事業者数等の状況について (H22.4.1)

都道府県	サービス利用者数 (実数)	相談支援 事業者数	相談支援専門員数		相談支援専門員 1人当たりのサー ビス利用者数
			研修 修了者数	指定相談支援 事業所に配置 されている人数	
(A)	(B)	(C)	(D)	(A/D)	
01 北海道	38,145	140	1,913	289	132
02 青森県	8,136	58	593	98	83
03 岩手県	8,050	37	1,300	67	120
04 宮城県	10,214	25	1,030	61	167
05 秋田県	5,877	41	459	74	79
06 山形県	5,504	29	289	40	138
07 福島県	9,058	55	889	90	101
08 茨城県	11,259	56	751	100	113
09 栃木県	8,395	50	635	69	122
10 群馬県	7,246	49	562	87	83
11 埼玉県	19,262	103	1,318	212	91
12 千葉県	18,679	98	1,008	190	98
13 東京都	45,925	200	1,747	421	109
14 神奈川県	30,212	105	2,150	253	119
15 新潟県	10,093	65	1,080	149	68
16 富山県	4,589	27	351	49	94
17 石川県	5,456	31	361	44	124
18 福井県	4,489	33	936	42	107
19 山梨県	3,926	31	583	45	87
20 長野県	9,944	71	1,321	143	70
21 岐阜県	8,838	41	715	65	136
22 静岡県	13,455	81	715	141	95
23 愛知県	23,494	169	1,814	358	66
24 三重県	7,326	21	740	44	167
都道府県	(A)	(B)	(C)	(D)	(A/D)
25 滋賀県	7,203	30	385	80	90
26 京都府	12,411	71	1,132	138	90
27 大阪府	37,653	196	3,942	464	81
28 兵庫県	22,455	87	458	154	146
29 奈良県	6,181	29	712	63	98
30 和歌山県	5,817	41	451	58	100
31 鳥取県	4,059	19	333	51	80
32 島根県	5,296	55	422	90	59
33 岡山県	9,466	36	839	59	160
34 広島県	12,009	73	1,437	129	93
35 山口県	7,218	45	387	78	93
36 徳島県	5,026	46	393	87	58
37 香川県	4,298	33	608	59	73
38 愛媛県	7,055	38	560	60	118
39 高知県	4,483	28	415	58	77
40 福岡県	22,401	97	1,849	178	126
41 佐賀県	4,393	17	397	36	122
42 長崎県	8,875	46	484	89	100
43 熊本県	10,013	57	678	89	113
44 大分県	7,038	45	571	70	101
45 宮崎県	5,641	38	361	56	101
46 鹿児島県	10,255	56	251	94	109
47 沖縄県	8,662	44	405	95	92
全国計	545,480	2,843	40,730	5,465	100

※1 サービス利用者(実数)は、H22.4国保連データ。

※2 相談支援事業者数及び相談支援専門員数は、H22.4障害福祉課調べデータ。

※3 サービス利用計画作成費の支給対象者を中心とした相談支援事業のあり方に関する調査報告書(平成19年度障害者保健福祉推進事業)における調査では、相談支援専門員1人当たり平均39.9人を担当。